港区新橋５－20－４、三幸機械株式会社　東京都大田区仲六郷１－４－９、タニコー株式会社　東京都品川区戸越１－７－20、一般財団法人日本燃焼機器検査協会　神奈川県鎌倉市大船1751番地、サニー工業株式会社　東京都墨田区太平１－14－１、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　東京都港区新橋１－18－６、サンポットエンジニアリング株式会社　北海道札幌市東区本町２条10－１－25、東京超音波技研株式会社　東京都墨田区亀沢２－22－１、一般社団法人日本厨房工業会　東京都港区東麻布１－27－８、株式会社ThyssenKrupp Otto　東京都港区赤坂４丁目15番１号、長府工産株式会社　山口県下関市長府東侍町１－５、株式会社桂精機製作所　神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１、岡部バルブ工業株式会社　東京都墨田区緑４－５－12、株式会社レイケン　東京都中央区日本橋茅場町３－７－６　株式会社大阪吾光　大阪府東大阪市長田東１－４－18、有限会社三協機設　大阪府東大阪市加納５－６－32、ライチ産業株式会社　愛知県名古屋市瑞穂区新開町16－10、新日本厨機株式会社　東京都大田区蒲田本町１－４－１、有限会社キョウリツ　広島県福山市城見町２－５－20、株式会社三栄コーポレーションリミテッド　神奈川県横浜市港北区綱島東５－６－51、アタム技研株式会社　愛知県名古屋市中区新栄３－８－31、株式会社アタゴ製作所　群馬県桐生市宮本町１－８－12、マルゼン厨機株式会社　静岡県浜松市中区茄子町354－６、中日厨房設備株式会社　愛知県名古屋市千種区春岡通７－32、株式会社モリタセーリンクメンテ　埼玉県川口市本町３－10－11、高田工業協業組合　兵庫県神崎郡市川町屋形888、株式会社ハーマン　大阪府大阪市此花区春日出南３－２－10、サンポット株式会社　岩手県花巻市北湯口２－１－26、京都ガス器具株式会社　滋賀県大津市向陽町13－６、株式会社ＴＡＩＹＯ　京都府久世郡久御山町野村村東269、株式会社アクアプロダクト　東京都千代田区五番町５－１、日本ランコ株式会社　栃木県宇都宮市西川田５－４－３、ロバートショウ・ジャパン株式会社　栃木県宇都宮市西川田５－４－３

５．設立認可年月日　平成27年７月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　日本熱機器工業厚生年金基金　東京都千代田区神田多町２－11

平成27年７月28日

東京都千代田区神田多町２－11

日本熱機器工業企業年金基金

理事長　加藤愛一郎

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第10号

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する仮換地指定取消通知について、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年７月28日

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業
立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

１　氏名及び住所

氏　名	住　所
田中範太郎	尼崎市西難村696番地の５
佐藤筌太郎	東京市牛込区谷富久町19番地
福地　劒吉	名古屋市東区長塀町二丁目３番地
伴　　東	岩手県盛岡市満丸９番地

２　通知の内容

と715－11　立昭発指定23－４－２　平成27年７月10日

平成25年７月１日付立昭発指定９－１－２で通知しました仮換地指定は、取消します。

なお、この取消しの効力発生の日は、平成27年８月21日とします。

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第11号

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知について、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年７月28日

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業
立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

１　氏名及び住所

氏　名	住　所
田中範太郎	尼崎市西難村696番地の５
佐藤筌太郎	東京市牛込区谷富久町19番地
福地　劒吉	名古屋市東区長塀町二丁目３番地
伴　　東	岩手県盛岡市満丸９番地

２　通知の内容

と715－11　立昭発指定21－４－２　平成27年７月10日

従前の宅地

町名及び字名　東京都昭島市中神町字東武蔵野

地番　1357番13　地目　山林

登記簿地積　3.62㎡

使用し、又は収益することを停止する日

平成27年８月21日

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成27年７月28日　　滋賀県教育委員会

１(1)　免許状の種類、授与番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名及び生年月日

ア　小学校教諭一種免許状、平10小一種第135号、平成11年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

イ　中学校教諭一種免許状(理科)、平10中一種第295号、平成11年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

ウ　高等学校教諭一種免許状(理科)、平10高一種第334号、平成11年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

エ　小学校教諭専修免許状、平12小専修第11号、平成13年３月26日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

オ　中学校教諭専修免許状(理科)、平12中専修第41号、平成13年３月26日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

カ　高等学校教諭専修免許状(理科)、平12高専修第52号、平成13年３月26日、滋賀県教育委員会、滋賀県、馬塲礼子、昭和51年２月８日

(2)　失効年月日　平成27年６月18日

(3)　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当